

北上地区消防組合消防本部訓令第3号

消防機関

北上地区消防組合小型無人機運用規程を次のように定める。

令和5年3月20日

北上地区消防組合消防本部  
消防長 菊池 洋幸

北上地区消防組合小型無人機運用規程

(別紙のとおり)

## 北上地区消防組合小型無人機運用規程

### (目的)

第1条 この訓令は、小型無人機（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号。以下「小型無人機等飛行禁止法」という。）第2条第3項に規定する小型無人機をいう。以下同じ。）の運用に関し必要な事項を定め、安全管理体制の徹底を図ることを目的とする。

### (運航管理者)

第2条 北上地区消防組合消防本部に小型無人機の運航管理者（以下「運航管理者」という。）を置き、警防課長をもって充てる。

2 運航管理者は、小型無人機の維持管理、運航管理、資格講習及び航空法（昭和27年法律第231号）に基づく各種申請に関することを統括するものとする。

### (運航責任者)

第3条 小型無人機配備先に小型無人機の運航責任者（以下「運航責任者」という。）を置き、配備先の消防署長をもって充てる。

2 運航責任者は、現場最高指揮者に運航時の指揮及び周辺の安全管理を実施させるものとするほか、小型無人機の操縦者（以下「操縦者」という。）の育成及び操縦技量の維持のため、操縦訓練を実施するものとする。

### (操縦者)

第4条 操縦者は、次の各号の者をもって充てる。

(1) 資格講習を修了した者（以下「1号操縦者」という。）

(2) 1号操縦者から操縦者教育管理表（様式第1号）に基づく指導を受けた者で消防長が認めたもの（以下「2号操縦者」という。）

2 操縦者は、航空法その他関係法令に関する知識及び安全運航に関する知識を有するとともに、運航するための必要な操縦技量を維持するものとする。

### (配備)

第5条 小型無人機の配備は、消防長が指定する場所とする。

### (運航)

第6条 小型無人機の運航は、運行責任者が必要であると認めた場合とし、航空法及び小型無人機等飛行禁止法に定める基準に従い運航しなければならない。

2 運航責任者は、小型無人機を運航したとき（第3条第2項に掲げる操縦訓練は除く。）は、小型無人機運航報告書（様式第2号）を作成するものとする。

### (操縦者の服装等)

第7条 操縦者は、運航時、別図に定めるビブスを着用するものとする。

### (安全管理)

第8条 小型無人機の運航時の安全管理は、航空法に定める基準に基づくほか航空局

標準マニュアルによるものとする。

(維持管理)

第9条 運航管理者は、専門業者による小型無人機の点検を年1回以上実施するものとする。

2 運航責任者は、月1回又は運航時間20時間ごとに小型無人機の点検を実施し、小型無人機点検・整備記録表(様式第3号)を作成するものとする。

3 操縦者は、小型無人機を運航したときは、小型無人機運航記録表(様式第4号)に記録し、運航責任者に報告するものとする。

(事故発生時の措置)

第10条 運航責任者は、小型無人機の運航にかかる事故が発生したときは、運航管理者に報告するとともに、小型無人機の構成部品を可能な限り回収しなければならない。

2 運航管理者は、小型無人機の運航による人の死傷、第三者の物件の損傷、運航時における機体の紛失又は航空機との衝突若しくは接近事案が発生したときは、国土交通省航空局が定める無人航空機に係る事故等の報告書により国土交通省へ報告するものとする。

(保険)

第11条 小型無人機には、機体保険及び損害賠償保険を掛けるものとする。

(その他)

第12条 小型無人機の安全運航に関して、この訓令に定めのない事項については、運航管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年3月20日から施行する。

操縦者教育管理表

所 属 \_\_\_\_\_

階級・氏名 \_\_\_\_\_

1 基本的な知識

区分	内容	実施確認	評価
知 識	航空法関係法令に関する知識を有すること。	<input type="checkbox"/>	
	安全飛行に関する知識を有すること。		
	・ 飛行ルール（飛行の禁止空域、飛行の方法）	<input type="checkbox"/>	
	・ 気象に関する知識	<input type="checkbox"/>	
	・ 無人航空機の安全機能（フェールセーフ機能等について）	<input type="checkbox"/>	
	・ 取扱説明書等に記載された日常点検項目	<input type="checkbox"/>	
	・ 自動操縦システムを装備している場合には、当該システムの構造及び取扱説明書等に記載された日常点検項目	<input type="checkbox"/>	
	・ 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制	<input type="checkbox"/>	
	・ 飛行形態に応じた追加基準	<input type="checkbox"/>	

2 基本的な操縦技術

区分	内容	実施確認	評価
離着陸	操縦者から3メートル離れた位置で、3メートルの高さまで離陸し、指定の範囲内に着陸すること。（5回連続して安定して行うこと）	<input type="checkbox"/>	
ホバリング	飛行させる者の目線の高さにおいて、一定時間の間、ホバリングにより指定された範囲内（半径1メートルの範囲内）にとどまることができること。	<input type="checkbox"/>	
左右方向の移動	指定された着陸地点から、左右方向に20メートル離れた着陸地点に移動し、着陸することができること。（5回連続して安定して行うこと）	<input type="checkbox"/>	

前後方向の移動	指定された着陸地点から、前後方向に20メートル離れた着陸地点に移動し、着陸することができること。(5回連続して安定して行うこと)	<input type="checkbox"/>	
水平面内での飛行	一定の高さを維持したまま、指定された地点を順番に移動することができること。(5回連続して安定して行うこと)	<input type="checkbox"/>	

### 3 業務を実施するために必要な操縦技術

区分	内容	実施確認	評価
対面飛行	対面飛行により、左右方向の移動、前後方向の移動、水平面内での飛行を円滑に実施できるようにすること。	<input type="checkbox"/>	
飛行の組合	操縦者から10メートル離れた地点で、水平飛行と上昇・下降を組み合わせる飛行を5回連続して安定して行うことができること。	<input type="checkbox"/>	
8の字飛行	8の字飛行を5回連続して安定して行うことができること。	<input type="checkbox"/>	
飛行経歴	無人航空機の10時間以上の飛行経歴を有していること。	<input type="checkbox"/>	

### 4 運航の記録

別紙のとおり

上記の者は、国土交通省航空局標準マニュアルに基づき北上地区消防組合無人航空機操縦者教育を修了したことをここに認める。

年 月 日

1号操縦者 \_\_\_\_\_



様式第2号（第6条関係）

## 小型無人機運航報告書

運航管理者	警防課	運航責任者	副署長			担当者

運航種別	災害 ・ 調査 ・ その他（ ）					
運航日時	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分					
運航場所						
操縦者	資 格	氏 名				
	号操縦者					
運航目的 運航概要						
備考						

様式第3号（第9条関係）

小型無人機 点検・整備記録表（月例点検・20時間点検）

運航管理者	警防課	運航責任者	副署長			点検者

点検日	年 月 日	機体名		運航 延時間	分
点検区分	<input type="checkbox"/> 月例点検 <input type="checkbox"/> 20時間点検				

点検項目		点検 結果	不備状況、交換備品等
機器全般	機器の取付け状態（ネジ、コネクタ、ケーブル等）		
プロペラ	外観、損傷、ゆがみ		
フレーム	外観、損傷、ゆがみ		
通信系統	機体と操縦装置の通信品質の健全性		
推進系統	モーター又は発動機の健全性		
電源系統	機体及び操縦装置の電源の健全性		
自動制御系統	飛行制御装置の健全性		
操縦装置	外観		
	スティックの健全性		
	スイッチの健全性		
登録記号表示	取付状況		
リモートID	取付状況、外観、損傷		

（特記事項）



様式第4号（第9条関係）

### 小型無人機運航記録表

機体名：

運航 責任者 印	運航日時		運航 時間 (分)	運航 延時間 (分)	操縦者氏名 (点検者)	運航種別	運航場所	運航後点検結果※
	年月日	時刻						
	. .	: ~ :				災害・調査・訓練 その他( )		
	. .	: ~ :				災害・調査・訓練 その他( )		
	. .	: ~ :				災害・調査・訓練 その他( )		
	. .	: ~ :				災害・調査・訓練 その他( )		
	. .	: ~ :				災害・調査・訓練 その他( )		
	. .	: ~ :				災害・調査・訓練 その他( )		
	. .	: ~ :				災害・調査・訓練 その他( )		
	. .	: ~ :				災害・調査・訓練 その他( )		

※運航後点検：①モーター（外観・異音・回転） ②プロペラ（外観・損傷・湾曲） ③フレーム（外観・損傷・ネジの緩み）  
④電気系統（コネクタ・ケーブル） ⑤送信機（外観・スティック）

別図（第6条関係）



ビブスの色は黒色とし、文字の色は白色とする。